

平成 29 年度の

軽自動車税

地方税法等の改定により、平成 28 年度から税額が引き上げになっています。

▼問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

◆原動機付自転車(125cc以下)・二輪車(125cc超)・小型特殊自動車等

種 別		税 額	
		平成 27 年度まで	平成 28 年度から
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	90cc 以下 (51 ~ 90cc)	1,200 円	2,000 円
	125cc 以下 (91 ~ 125cc)	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
2 輪の軽自動車	250cc 以下 (126 ~ 250cc)	2,400 円	3,600 円
2 輪の小型自動車	250cc 超	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円
専ら雪上を走行するもの		2,400 円	3,000 円
導車体		2,400 円	3,600 円

◆軽自動車 (四輪以上および三輪車)

種 別		税 額			
		平成 16 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両	平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両	平成 16 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両	
3 輪のもの		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
4 輪以上	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

最初の新規検査 (その車両が新車として新規に車検を受ける) の年月日によって税率 (税年額) が変わります。

四輪車等のグリーン化特例 (軽課) 措置が 1 年間延長されました

排出ガスや燃費の性能に優れた環境負荷の小さい車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽減税率が適用されます。軽減税率の対象となるのは、平成 28 年度 (平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日) に新車新規登録され、排出ガス・燃費性能の優れた車両です。軽減税率が適用されるのは、平成 29 年度の 1 年限りです。

区 分		標準税額	軽減税率が適用される場合の税額			
軽減率		—	(ア) 標準税額の概ね 75% 軽減	(イ) 標準税額の概ね 50% 軽減	(ウ) 標準税額の概ね 25% 軽減	
4 輪以上	乗 用	自家用	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物用	自家用	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
3 輪のもの		3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	

(ア) 電気軽自動車、天然ガス軽自動車

平成 21 年度排出ガス規制に適合し、かつ平成 21 年度排出ガス基準値より 10% 以上窒素酸化物の排出量が少ない車両。

(イ) 乗用：平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成かつ平成 32 年度燃費基準 + 20% 達成車両。

貨物用：平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成かつ平成 27 年度燃費基準 + 35% 達成車両。

(ウ) 乗用：平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成かつ平成 32 年度燃費基準達成車両。

貨物用：平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成かつ平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成車両。

※ (イ) (ウ) は、内燃機関の燃料が揮発油 (ガソリン) の軽自動車に限ります。

※ 燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

ポイントをためて応募しよう 北海道健康マイレージ

応募は
1人1回です



北海道では、道民一人ひとりの健康づくりに対する取り組みを推進し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ることを目的に、行政・企業・関係団体が連携し北海道全体で「北海道健康マイレージ事業」を実施しています。

▼健康マイレージとは？

健康診断の受診や健康づくりの取り組みを行うことでポイントがたまる制度です。6ポイントためて応募すると、協賛企業から特典がもらえます（応募多数の場合は抽選）。

▼対象者 20歳以上の当別町民はどなたでも

▼取組期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

▼参加方法

- ①ポイントカード・健康チャレンジシートを受け取る。
- ②健康づくりに関する取り組み[★]を行い、ポイントシールを集める。
- ③6ポイントたまったら、参加登録申込書・応募用紙およびポイントカードで応募する。

★健康づくりに関する取り組みとは？

事業名	ポイント数
健康診断・各種がん検診（特定健診や職場健診、個人で人間ドックを受診）	1検診ごとに2ポイント
その他健康診断（骨粗しょう症検診やエキノコックス症検診、歯科健診）	1検診ごとに1ポイント
健診結果説明会（健診受診後の結果説明や特定保健指導）	1参加ごとに1ポイント
町が実施する健康づくりセミナーや運動サポート教室などへの参加	1参加ごとに1ポイント
健康福祉出前講座や食生活改善協議会主催の料理教室	1参加ごとに1ポイント
健康チャレンジ（自身で健康に関する取り組み目標を立て1カ月以上）の実施	1チャレンジごとに1ポイント

※ポイントシールは検診等の実施会場の他、検診結果や健康チャレンジシートの提出によりゆとり窓口でお渡しします。

▼取り組み・応募期限

平成30年3月31日（必着） ※郵送可

▼参加申込み・応募先

保健福祉課健康推進係（ゆとり内・☎23-4044）

障がい者等の方へ

軽自動車税額の減免申請は5月31日まで

障がい者または障がい者と生計を一にする方が通院等のために使用する軽自動車1台について、軽自動車税が減免されます。申請期限を過ぎた場合は、その年の軽自動車税の減免を受けることができませんので、ご注意ください。なお、普通自動車税の減免との併用はできません。

生計を一にする方が所有する場合や障がい者を常時介護する方が運転する場合等も、減免が受けられる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

▼申請先・問合せ 税務課税務係（☎23-2332）



平成29年度 納税通知書発送予定日 5月1日

平成29年度 減免申請期限 5月31日

<必要書類>

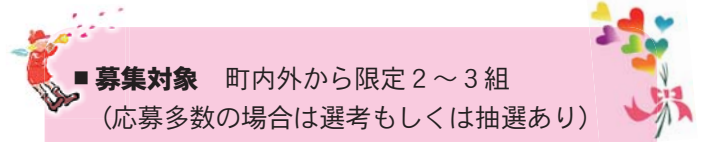
- ・減免申請書
- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・車検証
- ・運転免許証（実際に減免を受ける車を運転する方のもの）
- ・納税通知書
- ・印鑑

カップル募集します！ 夏至祭ウエディングセレモニー

6月18日（日）に開催する「第34回夏至祭」のイベント内で行う「ウエディングセレモニー」に参加を希望するカップルを募集しています（※未婚、既婚は問いません）。

セレモニーでは、石狩平野を一望できるレクサンド記念公園での記念写真撮影や、北欧を感じさせるスウェーデンヒルズの街並みを歩く「リースの行進」への参加のほか、特製の結婚証明書や記念品の贈呈などを予定しております。

お二人の素敵な思い出を、ぜひ当別町夏至祭で作りませんか。ご応募お待ちしております。



- **募集対象** 町内外から限定2～3組
(応募多数の場合は選考もしくは抽選あり)
- **応募方法** まずはお電話でご相談ください。
その後、氏名・住所・プロフィール・お二人の出会いなどをお聞きます。
- **応募締切** 5月18日（木）
- **問合せ**
当別・レクサンド都市交流協会
(町商工会内・☎0133-23-2447)
当別町企画部企画課 (☎0133-23-3042)



ふれあいバスで 求人・イベント周知しませんか？

当別ふれあいバスには、年間で延べ約14万人の大学生や社会人が乗車します。

お店・商品の宣伝、地域のイベントポスター、求人広告などの広告を掲示してみませんか？

1か月から気軽に掲載ができますので、詳細はご相談ください。

▼ **問合せ** 企画課交通移住観光係 (☎23-3073)

掲載規格 (横のみ)	掲載場所	掲載料金 (1台1カ所)	
日本工業規格 A3	車内側面上部	1カ月	2,000円
		12カ月	18,000円
300×500ミリ 程度	車内側面または 後方の窓ガラス	1カ月	3,000円
		12カ月	30,000円
530×740ミリ 程度	車体側面 または後方	1カ月	25,000円
		12カ月	240,000円

※料金に広告制作費は含まれておりません。



後期高齢者医療・国民健康保険に加入している方へ 交通事故などの第三者行為により けがや病気になった時は？

交通事故や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によってけがや病気になった時には、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができます。この場合、必ず事前に「第三者行為による被害届」を提出していただく必要があります。

○医療機関に伝えましょう

第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用し
て治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

○警察に届け出ましょう

交通事故の時はけがの程度が軽くても必ず警察に届出し、事故証明書を出してもらいましょう。

○役場の窓口申請しましょう

法令により、速やかに届出をすることが義務付けられていますので、窓口へ第三者行為による被害届の申請をしてください。

【申請に必要なもの】 第三者行為による被害届（役場の窓口にあります）、被保険者証、被保険者の印鑑
※後日、事故証明書が必要となる場合があります。

詳しくは窓口へご確認ください。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

春は山の季節です 山の事故に気をつけましょう

☆ 山火事予防運動実施中

山火事の発生しやすい季節を迎えています。山中での作業や行楽時に入山するときは、次のことに気をつけましょう。

- ・ たばこの投げ捨ては、絶対にやめましょう。
- ・ 山火事を発見したら、すぐ消防署に連絡を！
- ・ 山中でのたき火はやめましょう！

※参考：林野庁ホームページ「山火事注意」
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/yamakaji/>

☆ ヒグマにご注意を！

- ・ 事前にヒグマの出没情報を確認する。
- ・ ひとりで野山に入らない。
- ・ 食べ物やゴミは必ず持ち帰る。
- ・ 野山では音を出しながら歩く。
- ・ フンや足跡を見たら引き返す。

※参考：環境省ホームページ「クマに注意」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/kids/index.html>



▼問合せ エネルギー推進室林政係（☎ 27 - 5089）

☆ 山菜採りに伴う遭難事故に気をつけましょう

例年、山の雪解けとともに、山菜採りに伴う遭難事故が多発しています。山に入るときは、必ず天気予報を確認し、天候が悪化しそうなときは入林を控えましょう。

有毒植物や毒キノコによる 食中毒にご注意！

春になり、山菜シーズンがやってきました。正しい知識を身につけて、食中毒を防ぎましょう。北海道では「ハンドブック」を作成し、江別保健所や当別町役場にて無料配布しています。



・食中毒予防のために…

種類の判定ができない植物は、「採らない、食べない、人にあげない。」

・食べて異常を感じたときは…

一刻も早く医師の診断を受けましょう。

▼問合せ 江別保健所（011 - 383 - 2111）
江別保健所石狩支所（0133 - 74 - 1142）